

交企第302号
平成20年3月19日

各所属長殿

岐阜県警察本部長

岐阜県警察外国人交通安全教育指導員運用要領の制定について

平成19年4月1日現在、県内には54,771人の外国人（登録済み）が居住しており、近年は来日外国人による国内免許切替も急激に増加（平成19年中の切替総数1,173件は平成14年中の2.8倍）するなど、道路交通の場への参画が著しい。

一方、これに伴い、来日外国人による交通事故・交通違反の増加が懸念される上、県内の産業構造等から、さらに来日外国人の増加が予想され、今後、これら来日外国人に対する効果的な交通安全教育が急務になっている。

このような現状に対応し、来日外国人に対する交通安全教育の充実を図るため、このほど、外国人交通安全教育指導員を配置することとし、その運用について、別添のとおり「岐阜県警察外国人交通安全教育指導員運用要領」を定め、平成20年4月1日から実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

別添

岐阜県警察外国人交通安全教育指導員運用要領

第1 目的

この要領は、岐阜県警察外国人交通安全教育指導員（以下「外国人交通指導員」という。）の運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 定義

外国人交通指導員とは、来日外国人の増加に伴い、これら外国人の関係する交通事故、交通違反等の増加に歯止めをかけるため、来日外国人に対して交通ルールやマナー等の交通安全教育を実施し、交通事故抑止に関する活動を行う特別職の地方公務員を言う。

第3 任用等

1 任用等の根拠

外国人交通指導員の任命、解任、報酬その他の勤務条件は「岐阜県警察各種非常勤専門職設置要綱」（昭和52年3月14日付け務発第99号ほか）に定めるところによる。

2 任用の要件

外国人交通指導員は、次に掲げる要件を具備する者とする。

- (1) 交通安全教育に関する必要な法令その他の知識（以下「法令等」という。）を有する者又は法令・知識を習得する熱意を有し、人格円満な者
- (2) 普通免許以上の国内運転免許証又は国際運転免許証を有する者

第4 配置

外国人交通指導員は、交通部交通企画課（以下「交通企画課」という。）に配置する。

第5 職務

外国人交通指導員は交通企画課長の指揮の下に、関係機関との連携を図り、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 外国人を雇用する事業所、外国人学校等における交通安全教育、交通安全指導（以下「交通安全教育等」という。）の実施
- (2) 外国語による交通安全教育等を行うための教材の作成
- (3) 外国人から寄せられる交通安全に関する相談に対する指導、助言等
- (4) 関係機関、団体との連絡調整
- (5) その他、交通企画課長が命ずる外国人に対する交通安全教育等に必要な活動

第6 交通安全教育等の実施要領等

1 派遣区域

外国人交通指導員を派遣する地域は、県内全域とする。

2 交通安全教育等の実施対象

外国人交通指導員の行う交通安全教育等の実施対象は、原則として当該外国人交通指導員の母国語と同一言語を使用する外国人とする。

3 交通安全教育等の内容

外国人交通指導員が行う交通安全教育等は、交通安全教育指針（平成10年国家

公安委員会告示第15号)に基づいた内容とする。

4 交通安全教育等の実施方法

交通安全教育等の実施に当たっては、各種交通安全教育用資機材を効果的に活用して行うものとする。

第7 遵守事項

外国人交通指導員は、その職務に従事するに当たり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 特別な権限が付与されているものではないことから、職務の範囲を逸脱しないよう慎重かつ適切に行うこと。
- (2) 勤務中は「身分証明書」(別記様式第1号)を携帯し、提示を求められた場合には、これを提示すること。
- (3) 身分証明書を不正に使用し若しくはこれを他人に貸与又は譲渡してはならない。
- (4) 外国人に対する適切な交通安全教育等に資するため、平素から自治体、交通関係機関・団体、交通安全指導員等と緊密な連携を図ること。
- (5) 勤務時間中は、貸与する名札を上着左胸に装着すること。
- (6) 外国人を雇用する事業所、外国人学校等から交通安全教育等の依頼があった場合には、交通企画課長の指揮の下に管轄警察署と連携してこれを行うこと。
- (7) 自ら処理することが適当でない認められる相談等に対しては警察官に引き継ぐなど適切な措置を講ずること。
- (8) 職務の公正を損なわないこと。

第8 運用上の留意事項

- 1 交通企画課長は、配置された外国人交通指導員に対し、その業務を適正に推進するために必要な指揮監督を行うものとする。
- 2 勤務時間の割り振りは、原則として午前9時から午後3時45分まで(45分間の休憩時間を含む。)とする。ただし、交通企画課長は、必要があると認めるときは、勤務の開始時刻及び終了時刻を繰り上げ、又は繰り下げることができるものとする。
- 3 所属長は、外国人交通指導員の派遣を要請したときは、交通安全教育等の実施に際し、可能な限り所属職員を補助させるとともに、市町村担当者、各種交通ボランティアの参加が得られるよう配意すること。

第9 外国人交通指導員の派遣

- 1 所属長は、外国人交通指導員の派遣を要請するときは、当該派遣要請日の前月20日までに「外国人交通安全教育指導員派遣要請書」(別記様式第2号)により、交通企画課長に要請するものとする。
- 2 交通企画課長は、所属長の派遣要請に基づき、日程等を調整の上外国人交通指導員の派遣を行うものとする。

第10 研修等

- 1 交通企画課長は、外国人交通指導員による交通安全教育等の内容及び技術を向上させるため、随時、外国人交通指導員に対する研修を行うとともに、効果的な手法

の導入を図ることにより、その内容の充実に努めなければならない。

- 2 外国人交通指導員は、効果的な交通安全教育等を実施するため、関係法令等の研究、交通安全教育手法等の研鑽に努めなければならない。


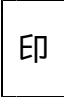
第11 報告

- 1 外国人交通指導員は、勤務内容、勤務時間中に取り扱った事務等の活動状況を「外国人交通安全教育指導員勤務日誌」(別記様式第3号)に記載し、勤務終了時に交通企画課長に報告するものとする。
- 2 外国人交通指導員は、その月の活動状況を「外国人交通安全教育指導員活動月報」(別記様式第4号)により、翌日の5日までに交通企画課長へ報告するものとする。
- 3 交通企画課長は、外国人交通指導員の効果的な活動事例、紛議等を認知したときは、速やかに警察本部長へ報告するものとする。
- 4 外国人交通指導員の派遣要請を行った所属長は、派遣を受けた当該外国人交通安全指導員が行った交通安全教育等について、「外国人交通安全教育実施結果報告書」(別記様式第5号)により交通企画課長に報告するものとする。

附則(平成20年3月19日付け交企第302号)

この要領は、平成20年4月1日から運用する。

(表)

	第 号
	身 分 証 明 書
氏 名	
上記の者は、岐阜県警察外国人交通安全教育指導員であることを証する。	
	年 月 日
	岐阜県警察本部長
	

(裏)

任用期間
年 月 日 から 年 月 日 まで
備 考

交通企画課長 殿

課・隊・警察署長

外国人交通安全教育指導員派遣要請書
みだしのことについて、次のとおり派遣を要請します。

派遣年月日	年 月 日 () 午 時 分 ~ 午 時 分			
派遣先				
対象及び人員	事業所	人	学校	人
	地域	人	その他	人
交通安全教育等に関する要望等				
備考				

外国人交通安全教育指導員勤務日誌

年 月 日 ()		氏名 (name)	
項 目		実 施 時 間	
交通安全教育等	事業所	時 分 ~	時 分
	学 校	時 分 ~	時 分
	地 域	時 分 ~	時 分
	その他	時 分 ~	時 分
交通安全相談対応等		時 分 ~	時 分
教育用教材作成等		時 分 ~	時 分
そ の 他		時 分 ~	時 分
実 施 内 容			
特 記 事 項 効果的事例又は特異取扱事例等			

別記様式第4号

外国人交通安全教育指導員活動月報（ 月分）

氏名 (name)		勤務日数	日	休暇日数	日
項	目	活 動 時 間 数			
事業所での交通安全教育等	当 月	時間	分		
	累 計	時間	分		
学校での交通安全教育等	当 月	時間	分		
	累 計	時間	分		
地域での交通安全教育等	当 月	時間	分		
	累 計	時間	分		
その他での交通安全教育等	当 月	時間	分		
	累 計	時間	分		
交通安全相談対応等	当 月	時間	分		
	累 計	時間	分		
教育用資機材作成等	当 月	時間	分		
	累 計	時間	分		
そ の 他	当 月	時間	分		
	累 計	時間	分		
合 計	当 月	時間	分		
	累 計	時間	分		

交通企画課長 殿

課・隊・警察署長

外国人交通安全教育実施結果報告書

実施日時				
実施場所				
実施内容				
写真又は 新聞記事 等				
所属取扱 責任者	係名		階級	
	氏名		電話	